

鳥羽商船高等専門学校		開講年度	平成28年度 (2016年度)		授業科目	航法特論	
科目基礎情報							
科目番号	0049		科目区分		専門 / コース選択		
授業形態	講義		単位の種別と単位数		学修単位: 1		
開設学科	商船学科		対象学年		5		
開設期	後期		週時間数		後期:2		
教科書/教材	海事六法（海文堂出版）、海事六法追録、官報（抜粋）						
担当教員	片岡 高志						
到達目標							
1. 海事に関する法令の最新の改正経緯を説明できる。 2. 海事に関する国際公法、国際慣習法等を理解し、国際海運における役割を説明できる。							
ルーブリック							
	理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安		
評価項目1	海事に関する法令の最新の改正経緯を説明できる		海事に関する法令の改正概要を説明できる		海事に関する法令の改正概要を説明できない		
評価項目2							
評価項目3							
学科の到達目標項目との関係							
教育目標（B3）海事技術者としての専門知識							
教育方法等							
概要	海事に関する法令、国際公法、国際慣習法等を理解し、国際海運における役割を説明できる						
授業の進め方・方法	・ 授業方法は講義を中心とし、必要に応じて資料（自作プリント等）を配付します ・ 内容によってはゼミナール形式による授業とし、研究発表の時間を設けることがあります ・ 毎回レポート等課題を出すので、期限までに必ず提出すること						
注意点	・ 課題レポートが全てなされていることを条件に評価を行うので注意すること ・ 試験は、海技試験を想定し記述式を主体とするため、日頃から文章を書く練習をしておくこと						
授業計画							
後期	3rdQ	週	授業内容		週ごとの到達目標		
		1週	海事法令の改正状況－1		海上交通三法（海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法）の近年における改正状況を説明できる		
		2週	海事法令の改正状況－2		船員法、水先法の近年における改正状況を説明できる		
		3週	海事法令の改正状況－3		船舶職員及び小型船舶操縦者法、海難審判法の近年における改正状況を説明できる		
		4週	海事法令の改正状況－4		船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の近年における改正状況を説明できる		
		5週	国際条約の改正状況－1		STCW条約の最新の改正状況を説明できる		
		6週	国際条約の改正状況－2		SOLAS条約の最新の改正状況を説明できる		
		7週	国際条約の改正状況－3		MARPOL条約の最新の改正状況を説明できる		
	8週	国際条約の改正状況－4		UNCLOS条約の最新の改正状況を説明できる			
	4thQ	9週					
		10週					
		11週					
		12週					
		13週					
		14週					
		15週					
		16週					
モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標							
分類	分野	学習内容	学習内容の到達目標			到達レベル	授業週
評価割合							
	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	50	0	0	0	50	0	100
基礎的能力	0	0	0	0	0	0	0
専門的能力	50	0	0	0	50	0	100
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0